

動物実験責任者・実施者の手引

実験開始の手続き

1. 動物実験に使用する施設及び実験室が承認されていることを確認する。
2. 動物実験計画書の提出と承認。
3. 実験開始。
4. 実験変更時には、共立女子大学・短期大学長に変更点を届けること。

実験終了時の手続き

1. 動物実験終了報告書を共立女子大学・短期大学長に提出すること。

動物の扱いについて

1. 適切な実験環境の維持に努めること。
2. 実験動物の扱いについては、動物の愛護及び管理に関する法律及び関連法規に基づき適切に行うこと。
3. 実験終了時の動物については廃棄手順を確認し、適切に対処すること。
4. 実験終了時の動物実験室については、清掃に注意し、感染防止に努めること。

その他

実験中の事故等については動物実験責任者に速やかに届け出し、その指示に従うこと。

異常事態への対応

動物実験取扱規程第6章第11条第2項により、以下の安全管理ガイドラインに基づき動物実験を実施する。

動物実験等による「異常な状態・状況」(異常事態)が発生した場合、発見者及び関係者は必要に応じて応急措置をとるとともに、必ず動物実験責任者または施設等責任者に報告する。動物実験責任者または施設等責任者は異常事態の状況を把握し、異常事態の内容に応じて緊急措置を行わなければならない。また、異常事態発生の原因を究明し、再発防止対策を講じなければならない。

安全管理ガイドライン

1. 施設、設備、機器の故障等、またそれによる動物のみの被害が発生した場合、発見者は可能な範囲で応急措置を行う。動物実験責任者または施設等責任者は、関係者と協力し問題を解決する。
2. 軽度の負傷事故(針刺し、切傷、捻挫等)が発生した場合、負傷者は直ちに適切な手当を受ける。
3. 重度の負傷事故(打撲、骨折、出血等)が発生した場合、発見者または関係者は動物実験等を中止し負傷者に直ちに応急処置を行うとともに、医療施設へ救急搬送する。
4. 実験動物に動物間のみに伝播する感染症が発生した場合、動物実験責任者または施設等責任者は必要に応じて専門家の助言・意見を求め、速やかに発症動物の隔離、治療、安楽死等の適切な処置を行い、その他の実験動物への感染症の伝播を防止する。必要に応じて、動物実験等の中止、室内及び機器・設備の消毒・滅菌と学長への報告を行う。
5. 人に感染のおそれがある事故(人の血液や感染の疑いがある動物の血液等の針刺し事故、病原微生物に感染した動物等による咬傷や搔傷の事故等)が発生した場合、負傷者は動物実験等を中止して当該部位を洗浄消毒し、直ちに医療施設に搬送し治療を受ける。
6. 人に実験動物または動物実験等を原因とする感染事故が発生した場合、動物実験責任者または施設等責任者は大学長に報告するとともに、飼育室への立入の制限、動物実験等の中止、動物の隔離・治療または安楽死処置等の対応を行う。

7. 麻薬・覚醒剤、向精神薬または毒劇物などが紛失した場合、動物実験責任者または施設等責任者は薬品管理責任者に連絡する。
8. 施設等の外への実験動物の脱走については、発見者等は回収を行い、原因究明と再発防止に努める。